

株式会社国際協力銀行法（平成 23 年法律第 39 号）第 27 条第 1 項の規定による監査役の意見

令和 5 年度決算報告書は、適正なものと同認めます。

令和 6 年 5 月 28 日

株式会社国際協力銀行      監 査 役      ..... 那 須      規 子 ..... ⑩

監 査 役      ..... 土 屋      光 章 ..... ⑩

監 査 役      ..... 本 村      彩 ..... ⑩